

# 第3次 白山市子ども読書活動推進計画



平成29年3月  
白山市

## はじめに

近年、子どもたちの生活には、インターネットや携帯電話の普及により、電子メディアの情報があふれ、子どもたちの生活時間や物事への興味・関心が多様化している中、子どもの活字離れや読書離れが指摘されています。

子どもの読書活動は、豊富な言葉を知り、考える力を養い、豊かな感性と心を育てるなど、子どもたちが生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであります。

平成29年度から実施の白山市の上位計画である「第2次白山市総合計画」では、「健康」「笑顔」「元気」の三つの基本理念を掲げ、10年先の都市像を実現するためのまちづくりの目標を設定しています。この計画には、子どもたちが読書に親しむ環境づくりを実現することが施策の展開として明記されています。これまでも子どもたちの豊かな心と感性を育むために子どもたちの読書活動の推進に取り組んでまいりました。すぐに結果がでるものではありませんが、読書は子どもたちの人間形成の礎となるものであり、身についた読書の習慣が大人になっても継続することができれば豊かな人生を過ごすことができるものと考えています。

白山市では、平成19年3月に「白山市子ども読書活動推進計画」を、また、平成24年3月に「第2次白山市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。このたび、これまでの計画における成果や課題などを検証し、新たな取り組みを加えた「第3次白山市子ども読書活動推進計画」を策定する運びとなりました。

本計画に基づき、家庭、地域、保育所（園）・こども園・幼稚園、小中学校、図書館における取り組みの一層の充実を図り、一人でも多くの子どもが読書に親しめる環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力いただいた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

白山市長 山田 憲昭

# 第3次白山市子ども読書活動推進計画

## 目 次

ページ

### 第1章 白山市子ども読書活動推進計画…………… 2

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 第2次計画期間の主な成果と課題

### 第2章 第3次白山市子ども読書活動推進計画の基本方針…………… 4

- 1 基本方針
- 2 施策の体系
- 3 計画の対象年齢
- 4 計画の期間

### 第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み…………… 5

- 1 家庭
- 2 地域
- 3 保育所（園）・認定こども園・幼稚園
- 4 小中学校
- 5 図書館
- 6 関係機関・団体との協力

### 第4章 子ども読書活動の普及・啓発……………13

- 1 普及・啓発

※ 用語解説

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律……………14

資料2 白山市子ども読書活動推進協議会会則……………16

資料3 白山市子ども読書活動推進協議会委員名簿……………17

資料4 第3次白山市子ども読書活動推進計画策定の経緯……………18

# 第1章 白山市子ども読書活動推進計画

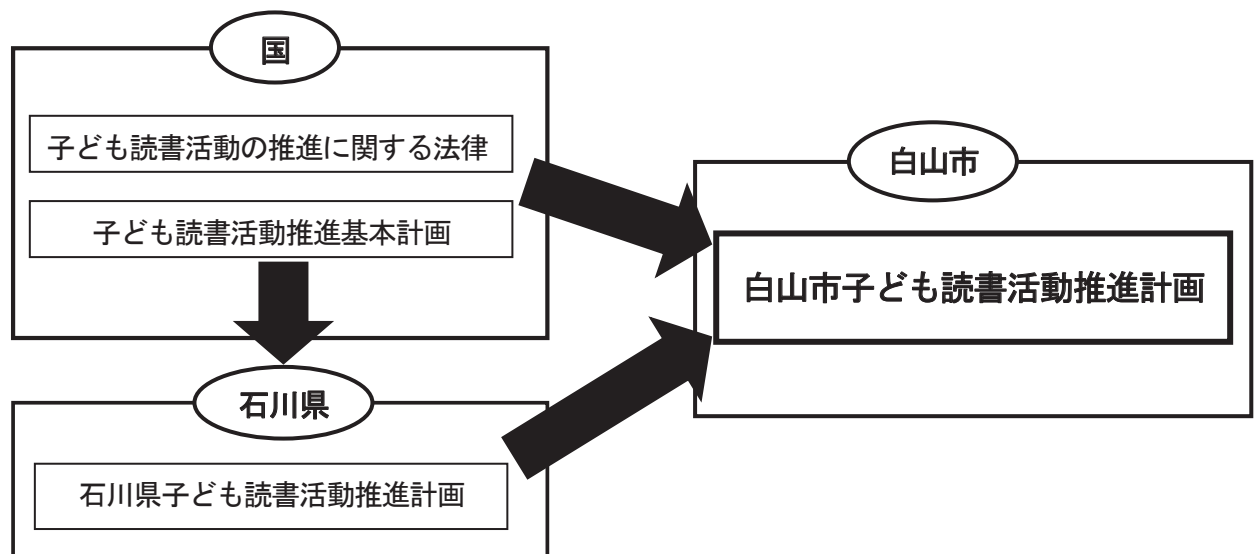
## 1 計画の目的

近年、インターネットや携帯電話の普及によって、子どもたちが本に触れる時間や、本を読む時間の減少が指摘されています。子どもたちがより豊かに成長するためには、家庭、地域、学校などが相互に連携を図りながら子どもたちの読書意欲を高めることで、子どもたちは、読書を通して豊富な言葉を知り、考える力を身につけ、豊かな感性と心を育てると考えています。

「第3次白山市子ども読書活動推進計画」では、「第2次白山市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、新たな取り組みを加えて家庭、地域、保育所(園)・認定こども園・幼稚園、学校、図書館が実施主体となり、相互に連携を図りながら、子どもの読書意欲を高め、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、各実施主体が取り組む読書活動推進に関する方向性や施策を示すものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定するもので、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、石川県の「石川県子ども読書活動推進計画」を基本としています。



## 3 第2次計画期間の主な成果と課題

### (1) 家庭・地域における読書活動の成果と課題

ブックスタート事業を通して、赤ちゃんに本との出会いを提供し、また、子育て支援の様々な施設や子ども文庫において読み聞かせを行うなど、子どもの発達の段階に応じて本の楽しさを伝えています。その結果、多くの家庭において早くから読み聞かせが行われています。

一方で、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が進んでいることが大きな課題となっています。

## (2) 保育所・幼稚園における読書活動の成果と課題

各保育所・幼稚園では、約900冊の絵本や物語などを所蔵し、積極的に読み聞かせを行うことで、乳幼児期の子どもに本との出会いを提供し、また、おはなし会などの機会を捉えて、読み聞かせの講座を行うことで保護者に対し、家庭での読書の時間を持つことの大切さを啓発しています。

保護者は、多くの本の中から園児の年齢にあった本を選ぶための情報を求めており、蔵書の管理、充実が課題となっています。

## (3) 小学校・中学校における読書活動の成果と課題

校長のリーダーシップのもと、司書教諭と学校司書が連携を図りながら学校図書館教育の推進を図っています。また、市立図書館の活用促進と学校図書館との連携を図ることを目的に平成18年度から開催している「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」は、現在、市内の小中学校から2千を超える応募作品が集まり、特色ある読書活動の事業となっています。

また、司書教諭は、小中学校の国語科などの授業での学校図書館活用や図書委員会活動など、読書活動の推進に取り組んでいますが、特に中学校では図書館業務に携わる時間の確保が難しい状況にあります。

## (4) 市立図書館における読書活動の成果と課題

「子ども読書の日」フェスタ、「ビブリオバトル中学生大会」などの新たな行事の開催とこれまで定期的に行っている「おはなし会」などの行事により、子どもが市立図書館を訪れるきっかけをつくっています。また、学校図書館支援センターでは、図書配送システムや情報の収集、発信などを行っており、学校司書と連携協力して学校図書館の活性化を図っています。

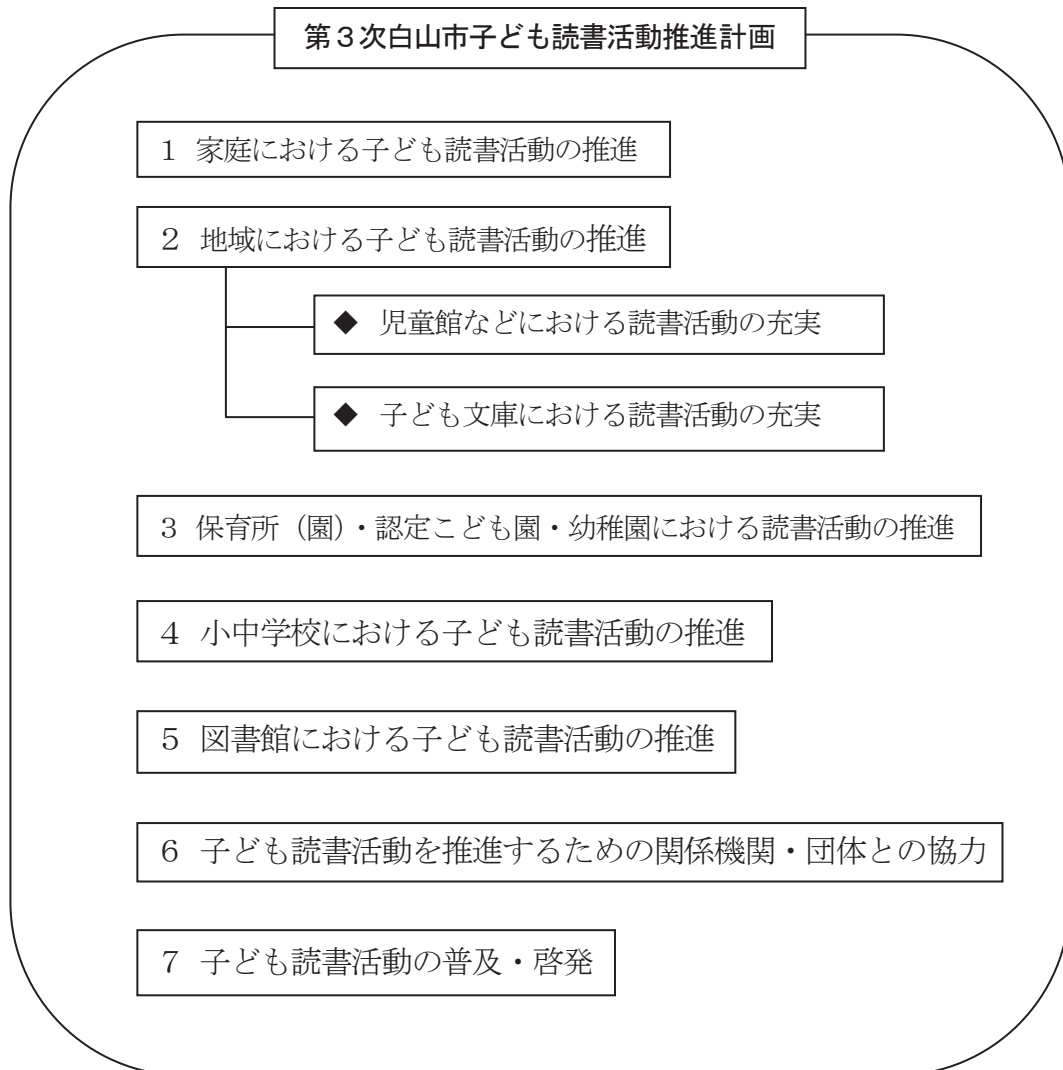
課題としては、保護者を対象に子どもの読書の大切さを伝える広報活動や図書に関する情報などの発信が求められています。

## 第2章 第3次白山市子ども読書活動推進計画の基本方針

### 1 基本方針

- (1) 子どもの自主的な読書活動の推進
- (2) 家庭、地域、学校など、市全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動の普及・啓発

### 2 施策の体系



### 3 計画の対象年齢

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

### 4 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み

#### 1 家庭

##### 【役割】

家庭は、子どもが家族の愛情を受けながら健やかに養育される場所であり、子どもが読書の習慣を形成する上で、保護者からの積極的かつ継続的な働きかけが大きな役割を果たします。

保護者が子どもと幼いときから本の楽しさを共有し、保護者自身も読書活動の意義を認識し、日常生活の中に読書が位置づけられるような働きかけが望まれています。

##### 【現状・課題】

乳幼児期における絵本の読み聞かせは、親子の大切なコミュニケーションであり、子どもの豊かな感性を育むための重要な活動になります。白山市では、0歳児を対象にブックスタート事業を実施し、早い時期から本に親しむ機会を提供しています。

また、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で、全国の小・中・高等学校の児童生徒を対象に毎年実施している「学校読書調査」の平成27年度の調査結果では、1か月間で不読書の割合は小学生で約5%、中学生は約14%、高校生は約52%となっています。本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が進んでいる状況において、乳幼児期から身の回りに「子どもが読みたくなるような本を置いておく」ことが読書を習慣づけるきっかけになると考えています。

また、就学児については、インターネットや携帯電話などの様々な情報メディアの普及に伴い、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しています。保護者は、子どもの読書時間の確保に努めることが大切になります。

##### 【取り組み】

取 り 組 み の 内 容
① 保育所だより、幼稚園だよりなどを通して、乳幼児期は本の楽しさを知る大切な時期であることやひざの上に抱いて読み聞かせをすることや学校だよりなどを通して、読書活動の大切さや家庭での読み聞かせの重要性について、保護者の理解に努めます。
② 4か月児を対象にしたブックスタート事業の実施により、赤ちゃんと保護者が家庭でも絵本を介して触れ合い、楽しい時間を過ごすことや、図書館や児童館などで乳幼児と保護者を対象にしたおはなし会や読み聞かせ講座などへの参加を保護者に促します。
③ 図書館、公民館、学校、保育所（園）、幼稚園などが提供している子どもの読書に関する情報や各年齢に応じたおすすめの本を紹介した冊子の提供など、家庭での読み聞かせなどに必要な情報を保護者へ積極的に促します。

## 2 地 域

### 【役割】

児童館、放課後児童クラブなどの子ども関連施設や子ども文庫は、子どもたちが身近な地域で手軽に本に触れる機会を提供できる重要な拠点になります。児童館では、異世代交流の場となる特徴を活かし、放課後児童クラブでは同世代の子ども達と一緒に過ごすなか、のびのびと本を読める環境を整えることが大切になります。

また、子ども文庫は、地域の子どもや大人を対象に、本の貸出しやおはなし会、読書会などを行っていますが、子どもの読書に関する知識や経験を活かし、図書館や地域の保育所、学校などへの読書活動にも協力をしています。

### 【現状・課題】

児童館、放課後児童クラブなどの子ども関連施設では、読み聞かせや読書の時間を設けるなど、読書活動を定期的に行っています。また、子ども文庫は、自由な読書の場を提供し、地域の子どもの読書活動を支えています。

児童館、放課後児童クラブなどの子ども関連施設が所蔵する本の数は十分ではなく、子どもにとって魅力のある本が少ない状況にあります。また、読書活動に関わるボランティアグループなどと連携を図りながら、おはなし会の回数を増やすなど、読書活動の機会の提供をより一層進めていきます。

### 【取り組み】

取 り 組 み の 内 容
① 公民館図書室に市立図書館の団体貸出制度の活用により、子どものそばに魅力ある本が並ぶ環境をつくれます。
② 子ども関連施設などにおいて、子どもが楽しみながら本に親しむ機会となるように、幼児向け小学生向けのおはなし会を継続して行います。
③ 子ども関連施設では、地域の読書ボランティアなどに働きかけて、おはなし会などを協力して行います。
④ 子ども関連施設などにおいて、市立図書館の団体貸出制度や移動図書館を活用し、子どものそばに魅力ある本が並ぶ環境をつくれます。
⑤ 子ども文庫に通う保護者に対して、読書の楽しさや大切さを継続して伝えていきます。



### 3 保育所（園）・認定こども園・幼稚園

#### 【役割】

乳幼児期の絵本は、役に立つ、ためになるといったものではなく、「楽しみ」そのものでなければなりません。楽しみは、深く心に残り、生涯にわたる読書活動の原動力となるものです。そのために保育所などでは、親子に絵本の素晴らしさを伝え、親子のふれあいを深めることを働きかけています。

また、幼児期には、様々な絵本や物語などに親しむことで、幼児は新たな世界に関心を広げるとともに、様々なことを想像する楽しみと出会うことができることから家庭での読書の大切さを啓発していきます。

#### 【現状・課題】

市内の全ての保育所（園）・認定こども園・幼稚園で絵本コーナーが設置されるなど、読書環境の整備が進められています。また、保育所（園）・認定こども園・幼稚園において毎日読み聞かせが行われ、貸出しも積極的に行われています。

課題は、家庭における読書の充実であり、現在、小中学校で実施している「家読の日」のように、家庭で読書をする日を推奨するなど、家庭での読み聞かせの大切さ、絵本を通して子どもと触れ合う楽しさを啓発していきます。

#### 【取り組み】

取 り 組 み の 内 容
① 保護者に対し、保護者懇談の機会や保育所だより、幼稚園だよりなどを通して、読み聞かせや絵本の大切さを啓発するとともに、好きな絵本を繰り返し読んであげて絵本の楽しさの定着を図ります。
② 絵本コーナーの本棚にある絵本を手に取りたくなるような工夫をすることで、絵本に親しめる環境づくりを進めます。
③ 絵本や読み聞かせに関する研修会などに参加し、職員の意識向上と読み聞かせの技術の向上に努めるとともに図書館などから情報を収集し活用します。
④ 同じ絵本を見てイメージを共有し、ごっこ遊びや表現遊びなどをして楽しむことにより、絵本への興味、関心を深めていきます。
⑤ 指導計画には、年齢に応じた良い絵本の読み聞かせを積極的に行うことを掲げ、子どもの感性や言葉を豊かにする育ちにつなげます。

#### 【数値目標】

成果目標	平成27年度実績数値	平成33年度目標数値
家庭で読書をする日(推奨) 実施園数	— 園	37 園 (市内全園)

## 4 小中学校

### 【役割】

学校には学校図書館があり、学齢期の子どもの読書を支えています。学校司書については、旧松任市において平成10年度から全校に配置され、平成17年2月の1市2町5村による市町村合併後は、それまで学校司書の配置がなかった旧白山ろく5村の小中学校にも配置され、市内の全ての学校に学校司書を配置しています。

また、新学習指導要領では学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することやプロジェクター、インターネットなど、ICTの活用を推進しています。学校図書館を総合的に運営し、教育課程の中にその活用を取り入れていく司書教諭と、全校に配置されている、児童生徒一人ひとりの読書活動や学習活動を支援する学校司書との協働により、学校全体で児童生徒の自由で自主的な読書活動の推進に努めています。

### 【現状・課題】

学校図書館の一人当たりの年間貸出冊数は、平成17年度が小学校で42.7冊、中学校で14.5冊でしたが、平成27年度には小学校で129.6冊、中学校で40.3冊と10年間で約3倍の貸出冊数になっています。

一方、平成32・33年度改訂予定の次期学習指導要領では、討論や意見発表を重視した「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）を導入するなど、今後は、読書の質の向上に重点を置き、読書活動の充実を図るための更なる取り組みの推進が求められます。そのためには、司書教諭と学校司書が連携を図りながら教職員の協力を得て、司書教諭が学校図書館運営に十分な役割を果たすことができる環境づくりが必要になります。

### 【取り組み】

取 り 組 み の 内 容
① 司書教諭と学校司書が中心となって、授業で活用する図書及び並行読書で用いる図書を教職員が効果的に使える取り組みを推進します。
② 小学校では、子どもたち一人ひとりに1冊必ずブックバッグに本を入れておき、いつでも本を読める環境づくりを継続して行います。
③ 小学校では、読み聞かせボランティアの活動を通して、低学年から読書に親しむ機会をつくります。
④ 「朝の読書活動」や「家読の日」など読書活動を推進するための取り組みを継続して行います。
⑤ 学校図書館だよりを通じ、児童生徒に学校図書館の活用状況などの情報を発信するとともに保護者にも読書活動の大切さへの理解を促し、家庭での読書活動の推進に努めます。

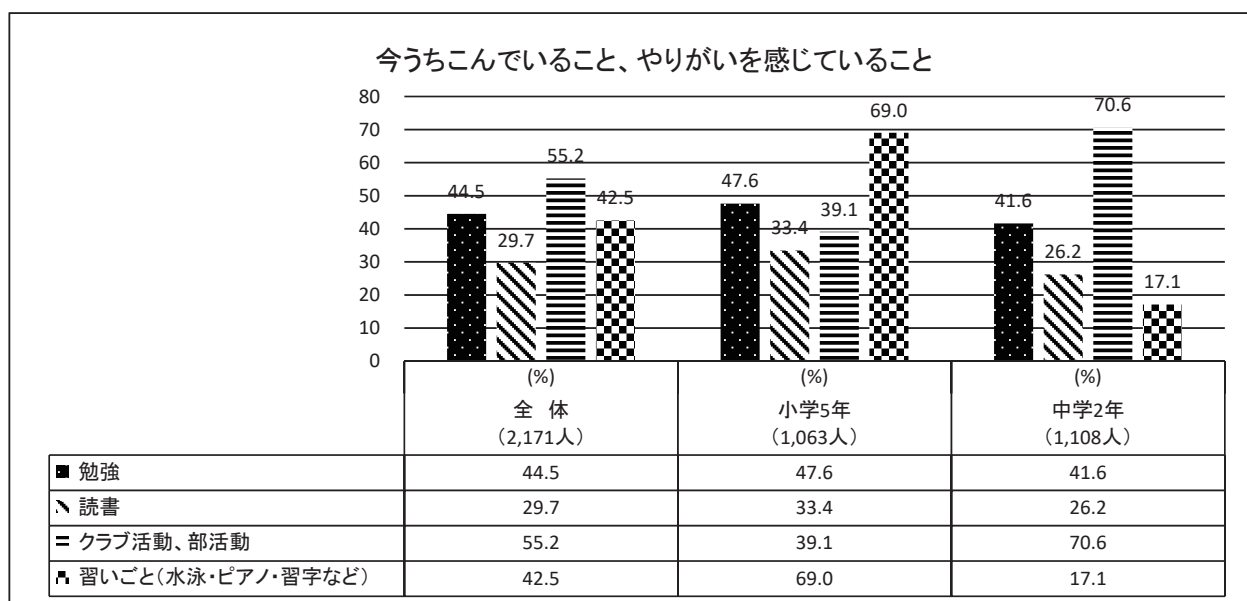
- ⑥ 児童生徒が読書の習慣を身につけ、主体的な読書活動ができるように、読書時間の確保を図り、授業で学校図書館を活用することを推進します。
- ⑦ 施設面のバリアフリー化やボランティアによる読み聞かせなどの実施により、特別な支援を要する児童生徒の読書活動を促します。
- ⑧ 学校図書館の運営、授業での活用、読書の意義について、教職員が共通理解を図り、司書教諭を中心とする協力体制をつくります。
- ⑨ 校長のリーダーシップのもと、司書教諭、学校司書、学校図書館ボランティアの連携を深めます。

**【数値目標】**

成 果 目 標		平成27年度 実績数値	平成33年度 目標数値
小 学 校	年間貸出冊数	871,751冊	813,000冊
	年間入館者数	539,853人	503,000人
	1人当りの貸出冊数	129.6冊	134冊
中 学 校	年間貸出冊数	143,729冊	135,000冊
	年間入館者数	229,585人	216,000人
	1人当りの貸出冊数	40.3冊	42冊

※年間貸出冊数、年間入館者数の目標数値は、「白山市人口ビジョン」を参考に推計。授業で学校図書館を活用した回数調査の実施については、今後検討します。

**【参考資料】**(平成27年度白山市子ども権利に関する市民意識調査結果抜粋)



## 5 図書館

### 【役割】

市立図書館は、子どもが多くの本の中から、自分が読みたい本と出会い、気軽に楽しむことができる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本について司書に相談することができる魅力ある施設です。このように、市立図書館が子どもの読書活動のために担う役割は大きい。市立図書館は、地域の読書活動の推進を行う拠点として、子ども読書活動に関わるボランティアグループや学校、保育所・幼稚園、子ども関連施設などと連携を図りながら、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しみ、自主的に読書ができるような環境づくりを進めていくことが必要になります。また、障害のある子どもたちが読書を楽しめるような環境づくりを進めていくうえで、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が大切になります。

### 【現状・課題】

図書館は、松任・美川・鶴来・白山ろくの4地域にそれぞれ市立図書館があり、市内全域を巡回する移動図書館と併せて子どもたちへの図書サービス網を構築しています。松任図書館は、こども図書館と児童館が併設していることから、子どもたちが利用しやすい施設として充実を図っています。また、こども図書館ではOPAC（館内蔵書検索機）やインターネットコーナーを設置するなど、子どもたちが情報を迅速に収集できるような環境整備に努めています。美川図書館は、平成26年度に乳幼児と保護者が利用しやすくをコンセプトに新築し、子どもや保護者の利便性の向上を図っています。鶴来図書館は、児童館や文化施設との複合施設であることや隣接に多目的広場があることから子どもたちが利用しやすい環境であり、絵本や紙芝居などの児童向けから18歳以下のティーンズコーナーまでの図書の充実を図っています。かわち図書館は、児童館や広場と隣接し、児童向けとヤングアダルト世代の図書の充実を図っています。

また、白山市の子ども読書活動の特色ある事業として、「学校図書館支援センター」の設置、全ての小中学校に「学校司書」の配置、「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」の開催があります。

学校図書館支援センターは、市内の小中学校の学校図書館を支援しています。学校図書館支援センターを拠点に各学校図書館に週2回の図書の配送、学校図書館の利用実績などのデータの集約、各学校に配布している学校図書館支援センターだよりの発行など、学校司書と連携して学校図書館の利用の促進を図っています。

「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」は、コンクールを開始した平成18年度の応募数は90作品でしたが、平成28年度には2,650作品の応募があり、子どもたちの読解力、思考力および言語力が育まれるコンクールの大切さが年々浸透しています。

第3次計画では、読書機会の習慣化などを図る上でこれまでの事業を継続的に実施することと、子どもたちの読解力と伝える力を養う取り組みとして平成27年度から開催している「松任図書館ビブリオバトル中学生大会」を全市に拡大するなど新たな事業を

開催していくこととしています。

また、障害のある子どもたちに対しては、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を踏まえ、地域の実情や手話によるおはなし会を通し言語としての手話の習得や朗読など、当該図書館に応じた読書を楽しめる環境づくりを進めていくことが大切になります。

#### 【取り組み】

取 り 組 み の 内 容
① 「子ども読書の日」フェスタ、「ビブリオバトル中学生大会」の継続と内容の充実に努めます。
② 児童館や公民館などと連携した行事を開催し、本の紹介や本の楽しさを幅広く伝えます。
③ 障害のある子どもに適切に対応できるようなサービスを行うとともに、合理的配慮の提供を行います。
④ 中学生・高校生向けのおすすめの本を紹介した冊子を配布するなど、中学生・高校生世代の活字離れに対応した事業を実施します。
⑤ ボランティアデーの周知とボランティア養成講座などの開催により、ボランティアに参加する人を募る支援を行うとともに、ボランティアと連携して地域の乳児・幼児・児童の読書活動を推進します。
⑥ 多くの子どもたちの興味を引くような展示及び行事を企画し、市立図書館へ来館するきっかけをつくります。
⑦ 各年齢向けのおはなし会と保育所（園）、幼稚園、児童館や小中学校などへの出前おはなし会を継続して行います。
⑧ 保護者へ児童書選書の手助けとなるように、市立図書館発行のチラシなどで児童書の情報を提供します。
⑨ ブックスタートにおいて「赤ちゃんにおすすめの絵本リスト」の配布を継続して行います。
⑩ 多様化する読書相談や調べものに的確に対応し、子どもたちの読書活動を支援できるようにするため、職員の研修に努めます。

**【数値目標】**

成 果 目 標	平成27年度 実績数値	平成33年度 目標数値
市立図書館における子ども（小学生以下） 1人あたりの児童図書の貸し出し冊数	13冊	15冊
市立図書館における子どもの（小学生以下） 1人あたりの児童図書の蔵書冊数	11冊	13冊
市立図書館におけるおはなし会への年間 参加者数	3,307人	3,800人
「子ども読書の日」フェスタ参加者数	346人	500人
市立図書館における高校生以下の登録者数	5,925人	6,500人

**6 関係機関・団体との協力****【役割】**

子どもの読書活動を推進するためには、様々な関係機関が連携を取り合い、協力し合うことが大切であり、子どもの読書活動の推進に必要な体制づくりになります。

**【現状・課題】**

子どもの読書活動の推進を協議する機関として「白山市子ども読書活動推進協議会」を設置し、白山市子ども読書活動推進計画の執行状況の確認や子ども読書活動に関わりのある組織などが意見交換や情報交換などを行う場となっています。

また、読書ボランティア、子ども文庫、読書会などの減少が心配されます。

**【取り組み】**

取 り 組 み の 内 容
① 白山市子ども読書活動推進計画の計画期間中の取り組みについて、その進捗状況などの確認や各機関が意見交換などを行う「白山市子ども読書活動推進協議会」を継続して開催します。
② ブックスタートやおはなし会などに参加されている読書ボランティアの方たちとの情報交換会を引き続き開催します。
③ 「子ども読書活動ネットワーク白山」が主体となり、読書活動及びそのための支援活動を継続します。

## 第4章 子ども読書活動の普及・啓発

### 1 普及・啓発

家庭、地域、学校などにおいて子ども読書活動を推進していくためには、多くの人が関心を持ち、取り組んでいただけるよう、子どもや親子が集まるイベントや集会など、様々な場面や場所を捉えて啓発活動を行い市全体で読書活動への機運を高める必要があります。例えば市立図書館合同の取り組みとして毎年4月23日の「子ども読書の日」に合わせて、「子ども読書の日」フェスタを開催するなど、子どもが参加できる事業を実施して読書活動の機運が高められるよう、啓発に努めていきます。

また、子どもの読書活動に関する情報や各図書館におけるイベント情報や読書ボランティアに関する情報、学校との連携事業などについて、ホームページ、フェイスブック、広報誌、報道機関などあらゆる情報媒体を活用して、広く市民に紹介をするとともに、子どもの読書活動の推進をめざす先進事例などの情報収集を図り、それらの情報を各関係機関・団体などに提供していきます。

#### ※ 用語解説

##### ・ビブリオバトル

発表者それぞれが選んだ本について、プレゼンテーションを行い、観覧者が一番読みたい本（チャンプ本）を選ぶ知的書評合戦。

##### ・ブックスタート

0歳児健診の機会に、保護者に対し、親子で一緒に絵本を読むことの大切さ、楽しさを伝える。白山市では赤ちゃんに絵本一冊とコットンバッグをプレゼント。

##### ・「子ども読書の日」フェスタ

4月23日の「子ども読書の日」の周知と子どもたちが本に親しむ機会を創出するため、市立図書館において多彩な行事を開催。

##### ・家読の日（うちどくの日）

家族で一緒に読書をしたり、親子で同じ作品を読んで、本について語り合ったりすることで、読書の楽しさや感動を共有する日。

##### ・子ども文庫

自宅や公の施設の一室で、おはなし会や本の貸出しなどを行う個人やグループ。

##### ・図書館を使った調べ学習コンクール

児童・生徒が日頃疑問に思っていることなどをテーマとして、自分の考えをレポートにまとめた作品を募集。入賞作品は、全国コンクールに出品。

##### ・「子ども読書活動ネットワーク白山」

子どもゆめ基金（民間団体が実施する読書活動などへの国の支援事業）を実施する白山市の団体。

**（目的）**

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

**（基本理念）**

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

**（国の責務）**

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**（地方公共団体の責務）**

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**（事業者の努力）**

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

**（保護者の役割）**

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

**（関係機関等との連携強化）**

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

**（子ども読書活動推進基本計画）**

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

**（都道府県子ども読書活動推進計画等）**

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県



における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### **（子ども読書の日）**

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### **（財政上の措置等）**

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### **附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公立図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

**(名称)**

第1条 この会の名称は「白山市子ども読書活動推進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

**(事務局)**

第2条 協議会の事務局は、白山市立松任図書館（白山市古城町305番地）内に置くものとする。

**(目的)**

第3条 協議会は、「白山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動に関連する市内の団体等の連携により、子どもたちの読書活動の推進や、子どもたちが進んで読書をする環境づくりを図ることを目的とする。

**(委員)**

第4条 協議会の委員は、子どもの読書活動に関連する市内の団体等から選出された者によって構成する。

**(会長および役員)**

第5条 協議会には会長を置き、会長は、協議会において互選する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した会長代理がその職務を代行する。
- 5 会長および協議会を運営する委員の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

**(会議)**

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の開催日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知するものとする。

**(その他)**

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って決めるものとする。

## 附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

※平成29年3月現在

役職	氏名	所属団体等
会長	西田良治	白山市図書館協議会長
会長代理	長瀬まゆみ	マミー文庫主宰
委員	木村律子	白山市こども子育て課長補佐兼指導保育士
委員	斉藤正志	白山市教育委員会学校教育課指導主事
委員	佐々木智子	白山市立美川小学校学校司書
委員	下崎睦子	まっとうこぐま文庫代表
委員	多賀佳子	白山市立東明小学校教諭
委員	徳井寛	白山市障害福祉課長補佐
委員	中野恵子	白山市立松任幼稚園長
委員	濱上久美子	白山市立光野中学校学校司書
委員	安田直子	白山市立わかみや保育所長
委員	渡辺直人	白山市立東明小学校長

五十音順、敬称略

平成28年 6月30日	第1回白山市子ども読書活動推進協議会に素案提出
平成28年 8月12日	第1回白山市図書館協議会に素案提出
平成28年10月27日	第2回白山市子ども読書活動推進協議会に素案修正案提出
平成28年11月29日	第2回白山市図書館協議会に修正案提出
平成29年 1月11～24日	第3次計画案をパブリックコメント
平成29年 3月 1日	白山市教育委員会に報告
平成29年 3月16日	白山市議会文教福祉常任委員会に報告
平成29年 3月31日	第3次白山市子ども読書活動推進計画策定

### 白山市の概要

○面積 754.93 km<sup>2</sup>

○人口 112,813人 41,977世帯 (平成28年3月31日現在)

○施設数及び児童・生徒数 (保育所：平成28年4月1日現在、その他：5月1日現在)

種別	施設数	園児・児童・生徒・学生数
保育所(うち法人)	26(20)カ所	2,785(2,274)人
幼稚園(うち法人)	6(5)カ所	773(710)人
こども園[法人]	5カ所	758人
小学校	19校	6,599人
中学校	9校	3,455人
高等学校	3校	1,405人
短期大学[法人]	1校	653人
大学[法人]	1校	1,156人

○市立図書館の状況 (平成28年3月31日現在)

4館1分館	蔵書数	537,625冊
	登録者数	53,769人
	貸出点数	777,683冊



## 第3次白山市子ども読書活動推進計画

平成29年3月

発行 白山市  
問合せ先 白山市立松任図書館  
〒924-0872 石川県白山市古城町 305 番地  
TEL 076-274-9877 FAX 076-274-5401  
<http://lib.city.hakusan.ishikawa.jp>

### 【表紙の写真】

白山市立図書館ビブリオバトル松任・美川地域中学生大会